

研修「シンガポールにおける紛争解決・ 国際仲裁実務の最前線」のご案内

近年、日本企業が海外企業との商取引に端を発した紛争に巻き込まれ、海外の紛争解決システムを利用せざるを得ない状況が多数生じています。そのような中で、シンガポールは、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）において毎年 200 件以上の仲裁案件が申し立てられているほか、昨年には新たな国際紛争解決機関としてシンガポール国際商事裁判所（SICC）及びシンガポール国際調停センター（SIMC）が設立されるなど、アジアにおける紛争解決地として益々注目を集めています。このような状況を踏まえ、公益社団法人日本仲裁人協会（JAA）では、シンガポールで 10 年以上に渡り多くの日本企業を代理して国際紛争を処理してきたスレッシュ・ディビアーザン弁護士（Oon & Bazul 法律事務所、商事仲裁部門代表パートナー）を講師に招き、最新の国際紛争実務を学ぶ機会を設けました。

同氏には、仲裁地として注目を集める香港、クアラルンプール等との比較も交えながら、シンガポールにおける最新の国際紛争実務について、日本企業が直面する問題、現地の最新動向を、分かりやすく解説していただきます。また、国際仲裁・調停の実務に精通した日本側のモデレーター・スピーカーも交えディスカッションを行います。

書籍には記載されていない実務的秘訣、最新実務、経験豊富な弁護士の率直な意見を聞くことができる貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。セミナー終了後は、カクテルを楽しみながら、講師・パネリストの方と直接交流を深めて頂く機会も設けましたので、こちらも奮ってご参加ください。

日 時： 2016 年 7 月 20 日（水）14 時 00 分～17 時 00 分
会 場： 大阪弁護士会館 2 階 201・202 会議室
（大阪市北区西天満 1-12-5：http://www.osakaben.or.jp/web/02_access/）
参 加 料： 無料
定 員： 180 名（先着順）
主 催： 日本仲裁人協会関西支部
共 催： 日本商事仲裁協会大阪事務所、大阪商工会議所、日本 IPBA の会

第一部 講演「シンガポールにおける紛争解決手続の特徴と最新動向」

講 師：スレッシュ・ディビアーザン

（シンガポール弁護士、Oon & Bazul 法律事務所・商事仲裁部門代表パートナー）

1. シンガポールの仲裁実務の概観と基本的特徴
2. シンガポール国際調停センター(SIMC)の規則と手続
3. 注目すべき最新仲裁事例の紹介

第二部 パネルディスカッション（講演内容の掘り下げ）

パネリスト： 上記講師および

大貫雅晴（日本商事仲裁協会大阪事務所・参事）

茂木鉄平（弁護士、パートナー、弁護士法人大江橋法律事務所）

モデレータ： 児玉実史（弁護士、NY 州弁護士、パートナー、北浜法律事務所・外国法共同事業）

講師との交流会：カクテルレセプション（午後 5 時～6 時：無料）

シンガポールの代表的カクテル「シンガポールスリング」と軽食を無料でお楽しみいただけます。

会場： 洋食倶楽部 EN（大阪弁護士会館 地下 1 階）

※ 当セミナーでは、日本語の要旨通訳付で行われます。

お申込方法：

添付の申込書に必要事項を記入の上、日本仲裁人協会関西支部事務局（岡田春夫総合法律事務所内、FAX：06-6374-2456）まで FAX ください。

お問い合わせ：

お問い合わせは、日本仲裁人協会関西支部事務局（岡田春夫総合法律事務所内、電話：06-6374-6357、FAX：06-6374-2456、メールアドレス：okada@okada-law.com）までご連絡下さい。

-----F A X 申 込-----

「シンガポールにおける紛争解決・国際仲裁実務の最前線セミナー」申込書

（お申込はなるべく 7 月 15 日（金）までをお願いします）

2016 年 7 月 20 日（水） 14 時 00 分～17 時 00 分開催

公益社団法人 日本仲裁人協会関西支部事務局 行
（F A X : 06-6374-2456）

フリガナ お 名 前	
所属企業・団体	
ご 職 業	
ご連絡先住所	
電 話 () : F A X ()	
E-mail	
セミナー終了後のカクテルレセプション（○で囲ってください）（定員 100 名・先着順）	
参加する	・ 参加しない

※ いただいた個人情報については、本セミナーに関するご連絡、当協会からのご案内のため
のみに使用し、適正な保護・管理に努めます。